

模範漁港管理規程例（昭和三十一年七月五日付け三二一水生第四二二七号農林事務次官依命通知）の
一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>(占用の許可等)</p> <p>第十条 甲種漁港施設（水域施設を除く。）を占用し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとする者は、知事（市町村長）の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の占用の期間は、十年を超えることができない。ただし、知事（市町村長）が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。</p>	<p>(占用の許可等)</p> <p>第十条 甲種漁港施設（水域施設を除く。）を占用し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとする者は、知事（市町村長）の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の占用の期間は、一月（工作物の設置を目的とする占有にあつては、三年）を超えることができない。ただし、知事（市町村長）が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。</p>